

報道関係者各位

山形県総務部人事課

職員の処分について

本日、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

1 交通事案に係る処分

(1) 速度超過運転事案

健康福祉部	係長級職員	(30歳代・男)	戒告
-------	-------	----------	----

【事案の概要】

令和7年4月、通勤のため上山市内において普通自動車を運転中、法定速度60km/hのところ、90km/h(30km/h超過)で走行し、運転免許停止の行政処分及び罰金の司法処分を受けた。

2 不適正な事務処理事案に係る処分

<事務主任者>

県土整備部	係長級職員	(30歳代・男)	厳重注意
県土整備部出先機関	補佐級職員	(50歳代・男)	厳重注意
村山総合支庁	係長級職員	(30歳代・男)	厳重注意
置賜総合支庁	係長級職員	(30歳代・男)	厳重注意

<業務管理者>

農林水産部	補佐級職員	(50歳代・男)	厳重注意
県土整備部	補佐級職員	(50歳代・男)	厳重注意
県土整備部	補佐級職員	(40歳代・男)	厳重注意
村山総合支庁	補佐級職員	(50歳代・男)	厳重注意
庄内総合支庁	補佐級職員	(50歳代・男)	厳重注意

<業務総括者>

会計局	課長級職員	(50歳代・男)	厳重注意
最上総合支庁	補佐級職員	(50歳代・男)	厳重注意
置賜総合支庁	補佐級職員	(50歳代・男)	厳重注意
置賜総合支庁	補佐級職員	(50歳代・男)	厳重注意

<管理監督者>

	次長級職員	(50歳代・男)	文書訓告
県土整備部	課長級職員	(50歳代・男)	文書訓告

村山総合支庁	次長級職員	(50歳代・男)	文書訓告
村山総合支庁	課長級職員	(50歳代・男)	文書訓告
置賜総合支庁	課長級職員	(60歳代・男)	文書訓告
置賜総合支庁	課長級職員	(50歳代・男)	文書訓告

【事案の概要】

令和4年度から令和6年度までに、総合支庁発注工事の変更契約に関し、条例に基づき県議会の議決を要する案件であったにもかかわらず、議決を経ずに契約を締結し、事後的に追認の議決を要することとなるなど公務の運営に支障を与えた。

3 処分日

令和7年8月8日（金）

問い合わせ先

人事課 課長補佐（人事担当） 平 TEL 023-630-3027
 広報監：総務部次長 伊藤